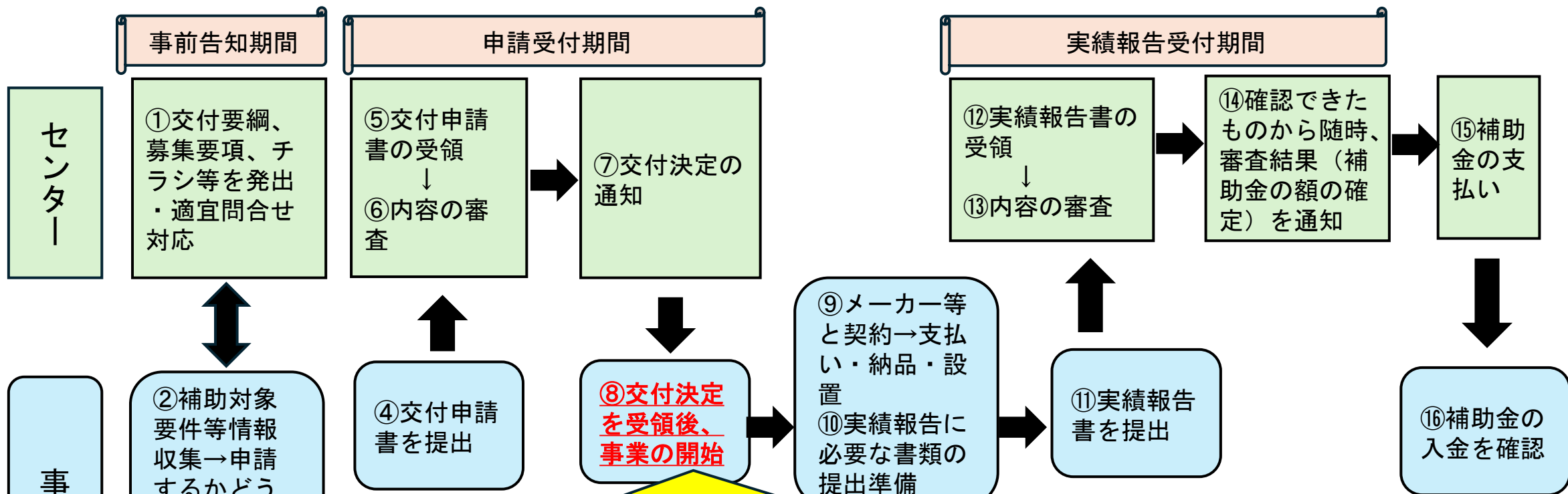


補助事業の流れ



<注意事項>

- ・ここでいう事業の開始とは、メーカーや工事業者との契約行為（物品購入や支払いを含む。）を指します。
- ・本来は、交付決定前の事業の着手は認められませんが、**本事業については、国補正予算成立日（令和7年12月16日）以降、令和8年9月末までに購入を完了した経費を補助対象とすることから、交付決定前の事業の着手は可とします。**（※交付申請内容に誤り等がないことが前提）